照表

新

旧

対

照

条

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)新旧対

(傍線部分は改正部分)

管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管第二号イ⑶に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。)第十一条第一項	援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支	定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として下「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規	及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以	めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備	ービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定	準」という。) 第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サ	成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平	を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基	第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理	号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項	、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一	一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員	改正案
管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管第二号イ3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。)第十一条第一項	援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支	定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として下「障害福祉サービス基準」という。)第十二条第一項第五号に規	及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以	めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備	ービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定	準」という。) 第四条第一項第一号イ ⑶ に規定する施設障害福祉サ	成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基	づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平	を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基	第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理	号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第一項	、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一	一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員	現行

理責任者」と総称する。)

じ、それぞれ⑴から⑸までに定める要件を満たす者とする。責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応サービス管理責任者は、⑴から⑸までに掲げるサービス管理

- であること。 (1) 生活介護又は療養介護 (1)及び(1)に掲げる要件を満たす者
- 者(以下「実務経験者」という。)であること。通算して三年以上かつdの期間が通算して五年以上であるが通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して五年以上である者、cの期間
- 期間の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事したの業務」という。)その他これに準ずる業務に従事したのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じのに支障があること又は環境上の理由により日常生活を営む a iからvまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の
- 児相談支援事業、 法律第百六十四号) 条第一項に規定する地域生活支援事業、 に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに 障害者福祉法 三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支 前の身体障害者福祉法 六条の規定による改正前の児童福祉法 障害者自立支援法 「法」という。) 法附則第五十二条の規定による改正前の知的 (昭和三十五年法律第三十七号) 法附則第三十五条の規定による改正 第六条の二第一項に規定する障害 (平成十七年法律第百二十三号。 第七十七条第一項及び第七十八 (昭和二十四年法律第二百八十 (昭和二十二年 法附則第二十

理責任者」と総称する。)

じ、それぞれ⑴から⑹までに定める要件を満たす者とする。責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応イ サービス管理責任者は、⑴から⑹までに掲げるサービス管理

- であること。
  「一生活介護又は療養介護」「及び」に掲げる要件を満たす者
- 者 通算して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間 の業務」という。) その他これに準ずる業務に従事した  $\mathcal{O}$ 障害があること又は環境上の理由により日常生活を営む a及びbの期間が通算して五年以上である者、 (以 下 助言、 に支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ iからwまでに掲げる者が、 「実務経験者」という。)であること。 指導その他の支援を行う業務 身体上若しくは精神上 (以 下 「相談支援 С 0 期 艒
- i 障害者福祉法 三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支 前の身体障害者福祉法 児相談支援事業、 法律第百六十四号) 第六条の二第一項に規定する障害 六条の規定による改正前の児童福祉法 条第一項に規定する地域生活支援事業、 以下 に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準 障害者自立支援法 「法」という。)第七十七条第 法附則第五十二条の規定による改正前 (昭和三十五年法律第三十七号) 法附則第三十五条の規定による改正 (平成十七年法律第百二十三号。 (昭和二十四年法律第1 一項及び第七十八 (昭和二十二年 法附則第二十 一百八十 の知的

期間

ずる事業の従事者

ii

十五. 祉法 する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施 平成十六年法律第百六十七号)第十四条第一項に規定 する精神障害者社会復帰施設、 に規定する福祉に関する事務所、 一条第二項に規定する知的障害者更生相談所、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 |更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正 |体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障 児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、 の従業者又はこれに準ずる者 年法律第百二十三号) (昭和二十六年法律第四十五号) 第十四条第一項 第五十条の二第一項に規定 知的障害者福祉法第十 発達障害者支援法 (昭和) 社会福

三号) その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる 五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター 定する更生施設、 る法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター 設」という。) 、精神保健及び精神障害者福祉に関す 五条の三に規定する老人福祉施設 る障害児入所施設 十八条第二項に規定する救護施設及び同法第三項に規 (以下「介護老人保健施設」という。)、同法第百十 生活保護法 障害者支援施設、 老人福祉法 第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第三 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第 介護保険法 ( 以 下 児童福祉法第七条第 「障害児入所施設」という。 (平成九年法律第百二十 (以下「老人福祉施 項に規定す

ずる事業の従事者

ii

祉法 する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施 平成十六年法律第百六十七号)第十四条第一項に規定 に規定する福祉に関する事務所、 者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正 設の従業者又はこれに準ずる者 する精神障害者社会復帰施設 十五年法律第百二十三号) 一条第二項に規定する知的障害者更生相談所、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 7体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障 児童福祉法第十二条第一 (昭和二十六年法律第四十五号) 第十四条第一項 第五十条の二第一項に規定 項に規定する児童相 知的障害者福祉法第十 発達障害者支援法 (昭和) 社会福 談

ііі 護老人保健施設 同法第三項に規定する更生施設、 兀 健福祉センター、 括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又 年法律第百二十三号) 害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保 百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設 これに準ずる者 一四号)第三十八条第二項に規定する救護施設及び 障害者支援施設、老人福祉法 「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障 同法第百十五条の三十九第 (以 下 生活保護法 第八条第二十五項に規定する介 「介護老人保健施設 (昭和二十五年法律第百 (昭和三十八年法律第 介護保険法 項に規定する地域包 という。 (平成九

- の従業者又はこれに準ずる者 者就業・生活支援センタ─その他これらに準ずる施設 職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害 法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する障害者
- はこれに準ずる者というに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる機関の従業者又
- b 育士、 条第一項各号のいずれかに該当するもの、 二十三年厚生省令第六十三号)第四十三条各号のいずれ 業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと 務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援 八年厚生労働省令第百六十九号)による廃止前の精神障 伴う厚生労働省関係省令の かに該当するもの又は障害者自立支援法の 認められるもの、 からvまでに掲げる者であって、社会福祉法第十九 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 児童福祉法第十八条の四に規定する保 整備等に関する省令 相談支援の 部 の施行に (平成十 ( 昭 和

- □ では □ では 三 では では 三 では では 三 では では 三 では に できる で きる の だる の でる の
- はこれに準ずる者というに準ずる機関の従業者又はいい。
- vi 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条 で 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条 で 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条 で 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条 で 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条 で
- b 育士、 業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと のいずれかに該当するもの は精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 六十三号)第四十三条各号のいずれかに該当するもの又 認められるもの、 務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援 条第一項各号のいずれかに該当するもの、 (平成十二年厚生省令第八十七号) iからvまでに掲げる者であって、社会福祉法第十九 児童福祉施設最低基準 児童福祉法第十八条の四に規定する保 (以下「社会福祉主事任用資 (昭和二十三年厚生省令第 第十七条第 相談支援の業

いう。)に従事した期間
に発力して介護に関する指導を行う業務その他職業訓費者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓費者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓費者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓費者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓費者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)に従事した期間

- らに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これ項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第五条語。障害福祉サービス事業、児童福祉法第六条の二第一
- 項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に<br/>

  立 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一<br/>
  訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者<br/>
  訪問を決策が入は薬局、同法第八十九条第一項に規定する
- はこれに準ずる者 というに準ずる機関の従業者又 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又

準ずる施設の従業者

規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに

業務」という。)に従事した期間 他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援のびその介護者に対して介護に関する指導を行う業務そのびその介護者に対して介護に関する指導を行う業務そのととにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害がある格

養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和二十三障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設

i

- る事業の従事者又はこれに準ずる者項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずい。障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二
- 訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者は診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する。健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しく
- 準ずる施設の従業者 規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに現定するサ成金の支給を受けた事業所その他これらに項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に.w 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一.
- はこれに準ずる者というに準ずる機関の従業者又を一特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又

- 任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期ムのiからvまでに掲げる者であって、社会福祉主事
- $(\underline{\phantom{a}})$ って、 研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであ める内容以上のものをいう。 せることを目的として行われる研修であって別表第一に定 福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得さ d その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 覚士、あん摩マッサージ指圧師 准 介護に関する分野のサービス管理責任者研修 祉士、 医師、 整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、 看護師、 a又はbのいずれかの要件を満たしていること。 視能訓練士、 歯科医師、 理学療法士、作業療法士、 薬剤師、 義肢装具士、 以下同じ。)を修了し、当該 保健師、 はり師、 歯科衛生士、 社会福祉士、 助産師、 きゅう師 (指定障害 看護師 言語聴 介護
- 事者基準」 よる廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生 者研修のうち別表第二に定める内容又は指定相談支援の る者として厚生労働大臣が定めるもの 第二百二十七号) 十六号) 臣 (供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止 一労働省告示第 一労働大臣が定めるもの が定めるもの 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大 伞 と総称する。 指定計 成 十四四 百 (平成二十四年厚生労働省告示第二百二 及び指定障害児相談支援の提供に当た 画相談支援の提供に当たる者として厚 年 一十五号) 厚生労働 (平成) に定める相談支援従事者初任 省告 二十四年厚生労働省告示 ( 以 下 示第 (平成二十四年 相談支援事業従 百 一号に

- 引 任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期 c bのiからvまでに掲げる者であって、社会福祉主事
- って、 研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであ める内容以上のものをいう。 せることを目的として行われる研修であって別表第一に定 福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得さ d その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 覚士、あん摩マッサージ指圧師 准看護師、 介護に関する分野のサービス管理責任者研修 道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が 福祉士、 医師、 a又はbのいずれかの要件を満たしていること。 視能訓練士、 歯科医師、薬剤師、 理学療法士、作業療法士、 義肢装具士、 以下同じ。)を修了し、 保健師、 はり師、 歯科衛生士、 社会福祉 助 産師、 きゅう師、 (指定障害 士 言語聴 当該 介護 師

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

a 者初任者研修 義部分)」という。)を修了し、 のみを行う研修 相談支援従事者初任者研修のうち別表第二に定める内容 定めるもの した旨の証明書の交付を受けた者 以 下 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が 「相談支援事業従事者基準」という。 (平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号 (講義部分) 修了者」という。 (以下「相談支援従事者初任者研修 当該研修の課程を修了 (以下 相 )であるこ 談支援従事 に定める

(削除)

義部分)」という。)を修了し、 内容を行う研修 厚生労働大臣が定めるもの等の 者初任者研修(講義部分)修了者」という。)であるこ した旨の証明書の交付を受けた者 として厚生労働大臣が定めるもの等の別表第二に定める 定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者 福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として 百四十九号。 労働大臣が定めるもの 一十四年厚生労働省告示第1 に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害 以下 (以下「相談支援従事者初任者研修 「旧相談支援事業従事者基準」 (平成十八年厚生労働省告示第五 一百十号) 当該研修の課程を修了 部を改正する件 (以下「相談支援従事 による改正前の指 という (平成

b 旨の 厚生労働大臣、 以上の研修に限る。)を修了し、 支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの 業務に関する研修 に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含 に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談 第一項の指定都市をいう。 日前に当該科目の講義を修了し、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九 この告示の適用の日 ) であること。 以 下 証明書の交付を受けた者 「旧障害者ケアマネジメント研修修了者」とい 都道府県知事又は指定都市 (旧相談支援事業従事者基準別表第二 ( 以 下 )の市長が行った相談支援の 「適用日」という。)前に (平成二十四年四月 かつ平成二十四年四 当該研修を修了した (地方自治法 一 日 前 月

> 援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以 定める科目のうち、 業務に関する研修 厚生労働大臣、 了した旨の証明書の交付を受けた者 以後に当該科目の講義を修了し、 上の研修に限る。)を修了し、 第一項の指定都市をいう。) アマネジメント研修修了者」という。)であること。 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九 この告示の適用の日 都道府県知事又は指定都市 (相談支援事業従事者基準別表第二に 障害者自立支援法の概要及び相談支 ( 以 下 の市長が行った相談支援の 「適用日」という。 かつ適用日前又は適用日 当該研修及び講義を修 (以 下 「旧障害者 (地方自治法 前

(2) 児童デイサービス (一及び(二の要件を満たす者であること

b

- (2)
- と。

  う。)、共同生活援助 ①及び○○の要件を満たす者であるこう。)第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をい行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」とい) 共同生活介護、自立訓練(生活訓練)(障害者自立支援法施)
- 実務経験者であること。
- まること。 者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者で が支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害 相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害 に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研 あること。
- 実務経験者であること。
- 修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の」。身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス

- 実務経験者であること。
- る者であること。 旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当す うち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は 当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の 「」児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、
- と。

  、共同生活援助 「及び「」の要件を満たす者であるこう。)、共同生活援助 「及び「」の要件を満たす者であるこう。)第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をい行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」とい共同生活介護、自立訓練(生活訓練)(障害者自立支援法施共同生活介護、自立訓練(生活訓練)(障害者自立支援法施

(3)

- 実務経験者であること。
- であること。 であること。 「及び口の要件を満たす者立訓練(機能訓練)をいう。) 「及び口の要件を満たす者() 自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号に規定する自
- 実務経験者であること。
- 修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の「」身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス

- (4) 就労移行支援、就労継続支援A型(規則第六条の 上) 修了者のいずれかに該当する者であること。
- 規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。)規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型(規定教移行支援、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に
- ) 実務経験者であること。

及びにの要件を満たす者であること。

- 一る者であること。二 就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、二 就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、
- 口 には 施設障害福祉サー 事業所等」という。 ビスを行う指定障害者支援施設等 指定障害福祉サー 規定する指定障害福祉サー 定障害者支援施設等の開設の 、事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等 開設の 指定障害福祉サービス 実務経験者であるものについては、 平成二十五年三月三十一日までの間) Ħ から起算して ビスの管理を行う者として配置される者であっ ビス事業所」 において提供される障害福祉サービス又は (障害者自立支援法第二十九条第 年間 ビスをいう。 日が平 という。 (当該 ( 以 下 成 事業の開始の日又は当該指 十四四 当該指定障害福祉サービ 「指定障害福祉サービス 又は施設障害福祉サー を行う事業所 は、 年四 イの規定にかか 月 日 前 以下 項に

- 修了者のいずれかに該当する者であること。
- (三及びごの要件を満たす者であること。規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。) 規定する就労継続支援A型をいう。) 又は就労継続支援B型(規)第六条の十第一号に
- ) 実務経験者であること。
- 。

  福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者であること害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)又は障施設入所支援 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項

(6)

(新設)

ものとみなす。 わらず (<u>1</u>) (2 (3) 4日及び5の要件を満たしている

算して一 福祉サービス事業所等については、 ス又は施設障害 やむを得ない事由によりサー 411及び50の要件を満たしているものとみなす 年間は 実務経験者であるものについては、 福 祉サー 当該事業所において提供される障害福祉サー ビスの 管理を行う者として配置 ・ビス管理責任者が欠けた指定障 当該事由の発生した日から起 イ(1) (2) される者 (3)

口

には、 らず、 業所において提供される全ての障害福祉サービスに係るサービス ちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合 害福祉サービス事業所において提供される障害福祉サービスのう 三十一日までの間) 業所において行う事業の開始の日から起算して三年間 十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業 祉 始の日が平成二十四年四月一日前の場合には、 所に置くべきサービス管理責任者については、 きサービス管理責任者又は指定障害福祉サービス基準第二百二 [サービス基準第九十条第二項に規定する多機能型事業所に置く 指定障害福祉サービス基準第二百十五条第二項若しくは障害福 当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事 当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事 は、 当該多機能型事業所又は特定基準該当障 平成二十七年三月 イの規定にかかわ (事業の 開

ホ 規定にかかわらず、 援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除 - 害者支援施設に置くべきサー たもの 複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設等又は障害者支 をいう。 以下同じ。 当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施 )を行う指定障害者支援施設等又は ビス管理責任者については、 イの

管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

1

(新設

らず、 特定基準該当障害福祉サービス事業所において提供されるす 業所において行う事業の開始の日から起算して三年間は、 べきサービス管理責任者又は指定障害福祉サービス基準第二百二 祉 の障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たして 責任者の要件を満たしている場合には、 提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理 機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所にお 所に置くべきサービス管理責任者については、 十条第一項第六号に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業 るものとみなす。 サービス基準第九十条第二項に規定する多機能型事業所に置く 指定障害福祉サービス基準第二百十五条第二項若しくは障害福 当該多機能型事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事 当該多機能型事業所又は イの規定にかかわ 当該多

ハ 規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施 援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除 障 いたものをいう。 .害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、 複数の昼間実施サー 以下同じ。)を行う指定障害者支援施設等又は ・ビス (指定障害者支援施設等又は障害者支 イの

任者の要件を満たしている者とみなす。 援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービ いて提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責 る場合には、 スのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしてい 障 0 平. :害者支援 開 ·成二十七 設 0 日 当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設にお 施設 から起算して三年 年三月三十一日までの間) の開設  $\mathcal{O}$ 日 が平 間 ·成二十四年四月一 (当該指定障害者支援施設等又 は、 当該指定障害者支 日前 の場合に

(削除)

これらの 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共 指定共同生活援助事業所であって、実務経験者を確保することが 項又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は 定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合における 障害福祉サービス基準第百三十七条又は第二百七条に規定する指 等に関する省令 指定障害福 できないものについては、 に規定する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定 規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく 間については、 事業に係る指定障害福祉サービス基準第百三十八条第 平成二十一年四月一日 温祉サー (平成十八年厚生労働省令第五十八号) 第百七条 ・ビスの事業の人員、 イ (2)イの規定にかかわらず、 0 規定を満たすことを要しない から平成 設備及び運営に関する基準 二十五年三月 イ (1) イ (2) 三十 a か 一日

> の園法 施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービ たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援 施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満 障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実 する施設にあっては、 より独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ 設 ス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。 の開設 伞  $\mathcal{O}$ 成 日 十四四 (独立行政法 年 -法律第 適用日)から起算して三年間は、 百 人国立 六十七 一重度知的障害者総合施 号) 第十 条第 号 当該指定 嵐 設のぞみ が設置 対規定に

については、 を満たしているものとみなす。 適用日から ・平成! イ (1)十四四 (2) 年= (\_) 月 三  $\overline{+}$ (3)日 まで (4)(二) 及び  $\mathcal{O}$ 間 は (5)実務 (\_) 経験者 0

ホ 準第九 これらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第九十七条第 であって、 ス事業所 規定する指定児童デイサービス事業所 定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合における 規定する指定児童デイサービス、 生活援助事業所が、 サービス事業所、 条第一項、 等に関する省令 指定障害福祉サービスの事業の人員、 第百八条第 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく イの規定にかかわらず、 十六条、 第七十条第一項又は第百七条に規定する指定児童ディ 実 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所 務経験者を確 項、 第百八 (平成十八年厚生労働省令第五十八号) 基準該当児童デイサービス事業所又は指定共同 第百三十八条第 適用日以後引き続き指定障害福祉 条第 イ (1) 保することができないものに 項、 (-)基準該当児童デイサービス、 第百三十七条又は第二百七条に aからcまでの期間が通 設備及び運営に関する基準 項又は第二百八条第 基準該当児童デイサービ サービス基 第五十六 ついては 項に 項

入居定員の合計)が十人以上の場合を除く。)。は一体型指定共同生活援助事業所にあっては、これらの事業所の同生活住居の入居定員の合計(一体型指定共同生活介護事業所又

1 は、 のとみなす。 障害福祉サービス基準第八十九条第二項又は第三項に規定する 実務経験者であるときは、 能型生活介護 イの規定にかかわらず、 事業所に置くべきサー 平成 イ (1) 十七年二 この要件を満たしているも ビス管理責任者について 月三十 日までの 間

提供する多機能型事業所でス基準第九十条第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所でス基準第九十条第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所でス基準第九十条第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所

実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものに障害者支援施設基準第十二条第二項及び附則第四条第二項の昼間一指定障害者支援施設基準第五条第二項及び附則第四条第二項並び

上の昼間実施サービスのものに係るサービス管理責任者に該当する場合における当該二以げる障害福祉サービス(昼間実施サービスに限る。)のうち二以上配置されるサービス管理責任者が、第一号イ(1)から(4)までに掲

別表第一

居定員の合計) 生活住居の入居定員の合計 定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同 成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間につ す者をサービス管理責任者として置くことができる。 いては、イ(2) て三年以上である者であって、イ(2) 一体型指定共同生活援助事業所にあっては、 (二) 又 (3) が十人以上の場合を除く。)。 この規定を満たすことを要しない(指 (一体型指定共同生活介護事業所又は (\_) 又は これらの事業所の入 (3) (\_) の規定を満た ただし、 亚

(新設)

ビスを提供する多機能型事業所 責任者の要件に該当する場合において、当該二以上の障害福祉サー に掲げる障害福祉サービスのうち二以上のものに係るサービス管理 に掲げる障害福祉サービスのうち二以上のものに係るサービス管理 に掲げる障害福祉サービスを理責任者が、前号イ(1)及び(3)から(5)まで ビスを準第九十条第二項の厚生労働大臣が定める多機能型事業所 指定障害福祉サービス基準第二百十五条第二項及び障害福祉サー

該二以上の昼間実施サービス
二以上のものに係るサービス管理責任者に該当する場合における当でに掲げる障害福祉サービス(昼間実施サービスに限る。)のうち配置されるサービス管理責任者が、第一号イ⑴及び⑶から⑸ま

別表第一

				誰	区	別表第一			演習												詩	<b>事</b> [2
		ı	1	講義	区分	第二		)-														
合計	地域支援に関する講義	りないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	相談支援事業従事者の役割に関する講義	障害者自立支援法及び児童福祉法	科目		合計	に関する演習	サービス提供プロセスの管理										の手法に関する講義	アセスメントやモニタリング	関する講義サービス管理責任者の名害に	が、不足が一分の大利に
		る講義	でする講義	の概要並			十九		+											<u>=</u>	ナ	お見り
				びに		-		こと	分野型	別に行	総称する。	下公	労の分野	行の分野、	害者の	分野、	の地域	は精神	知的陰	介護の		1
五十	=	<u> </u>		六 · 五	時間数				分野別に行う	別に行うこと	<sup>9</sup> る。)	分野」と	野(以	野、就	の地域移	身体障	の地域移行の	は精神障害者	知的障害者又	介護の分野、		Ž
					1	別表			沙												=+	# F
				講義	区分	別表第二			演習												詩	事じ
合計	障害者の地域支援に関する講義	ケアマネジメントの手法に関する講義	事者の役割に関する講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従	科目		合計	に関する演習	サービス提供プロセスの管理										の手法に関する講義	アセスメントやモニタリング	関する講義サービス管理責任者の名害に	
	72	る講義		談支援事			十九		+											<u>=</u>	ナ	ド ド ジ
				業																		+